

第1回口頭弁論調書（少額訴訟判決）

事件の表示 平成23年(少コ)第141号
期 日 平成23年8月30日午後1時30分
場所及び公開の有無 広島簡易裁判所法廷で公開
裁判官 田中清道
裁判所書記官 山田玲子
出頭した当事者等 原告 [REDACTED]

弁論の要領等

司法委員 城戸口健司 立会い

原告

訴状陳述

裁判官

- 1 弁論終結
- 2 次のとおり主文及び理由の要旨を告げて判決言渡し

第1 当事者の表示

広島市安佐南区 [REDACTED]

原告 [REDACTED]

広島市西区 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

第2 主文

- 1 被告は、原告に対し、19万7400円及びこれに対する平成23年4月

1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

第3 請求

原告の被告に対する、原告と被告との間で平成17年6月19日に締結した広島市西区[REDACTED]号室の賃貸借契約に基づき、原告が被告に交付した敷金21万円のうち、玄関錠前取替の費用1万2600円を控除した19万7400円及びこれに対する平成28年4月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の各支払請求

第4 理由の要旨

被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって、被告において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。

裁判所書記官 山田玲子